

長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号以下「法」という。）に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定等に必要な事項を定める。

第2 認定要件

1 導入計画の作成者

導入計画を作成することができるものは、以下の（1）から（4）の要件を全て満たす「農業を営む者（法第4条第1項）」とする。しかし市町環境保全型農業推進協議会で認定の必要性が認められた場合はその限りではない。

- （1）長崎県内の農地で持続性の高い農業生産方式を導入しようとする者であること。
- （2）一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有する者であること。
- （3）個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し決定権と判断力を有する者であること。
- （4）農林業センサスにおける農業経営体であること。

2 市町環境保全型農業推進協議会の設置

市町、農協、振興局等で構成する市町環境保全型農業推進協議会を設置し、

- （1）持続性の高い農業生産方式の啓発推進及び農業生産方式の導入状況の把握
- （2）持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者に対する支援
- （3）導入計画の目標の達成のための支援及び計画内容の変更等の助言等を行う。

3 導入計画の認定基準

導入計画の認定基準は、法施行規則（平成19年3月19日農林水産省令第10号以下「施行規則」という。）第4条の定めるところによる。

- （1）導入計画が、長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）に照らし適切なものであること（施行規則第4条第1号）。

導入しようとする生産方式が導入指針で示した作物別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していること。
- （2）目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めること（施行規則第4条第2号）。

持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めること。

(3) 導入計画の達成される見込みが確実であること(施行規則第4条第3号)。

導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。

(4) 法第4条第2項第2号(前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項)及び第3号(その他農林水産省令で定める事項)に掲げる事項が同項の第1号(持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標)の目標を達成するため適切なものであること(施行規則第4条第4号)。

第3 認定手続

- 1 農業を営む者が、市町環境保全型農業推進協議会構成機関の指導、助言を受け導入計画認定申請書(様式1)及び導入計画(様式2)を作成し、市町環境保全型農業推進協議会へ提出する。
- 2 導入計画認定申請書及び導入計画の提出を受けた市町環境保全型農業推進協議会長は、導入計画の内容を検討後、意見書(様式3)を添え振興局長に提出する。
- 3 知事は、導入計画を第2の認定要件に照らし審査したのち、適当と認められるものを認定し認定証(様式4)を交付する。また、その旨を関係機関へ通知する。なお、この審査及び認定に関する事務は、振興局において行う。

第4 導入計画の変更

- 1 農業生産方式を導入する作物の削除、技術等の追加・削除等導入計画の内容を変更する場合は変更認定申請を行うものとする。ただし、新たに作物を追加するなど計画の内容が大幅に変更されることによって目標の達成に相当の期間を要する場合は、第5による導入計画の更新に代えることができる。
- 2 導入計画の変更申請を行う場合には、第3に準じて行う。

第5 導入計画の更新

- 1 認定期間満了後の導入計画の更新申請については、第2及び第3に準じて行うものとし導入計画更新認定申請書(様式5)及び導入計画(様式6)を提出する。
- 2 導入計画の更新に係る認定基準は、第2の3に準じるとともに以下の要件のうちいずれか一つ以上を満たすこととする。ただし、前の導入計画が未達成の場合は、その原因を分析し、計画達成に向けた改善対策を導入計画(様式6)の「3-2 その他」に記載することで以下の要件充足に代えることができる。
 - (1) 導入作物の種類や面積の拡充
 - (2) 新たな技術の追加や技術内容の変更
 - (3) 資材の使用の量や回数の向上
 - (4) 技術の安定化等による農業所得の向上

3 更新申請は、認定最終年度内、あるいはその翌年度の早期に行い、認定期間に空白が生じないように努める。

第6 実施状況の報告

- 1 知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる（法第9条）。
- 2 報告を求められた認定農業者は、別に定める様式により知事に提出するものとする。

第7 認定の取消し及び認定辞退の届

- 1 知事は、認定農業者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる（法第5条第2項）。
- 2 第3及び第5により認定を受けた者（エコファーマー）が、自己の都合により農業経営または認定を受けた作物の栽培を中止した等の場合は、第3に準じて認定辞退届（様式7）を提出することとし、振興局長の受理をもって認定を取り消すものとする。なお、認定を受けた者が、認定辞退届を提出できない場合は、市町環境保全型農業推進協議会長が提出する。

第8 グループでの一括申請

第3の1、第4の1、第5-1、第7の2の申請書等については、グループで取りまとめのうえ一覧表形式（様式第8-1, 2）にて提出することができる。

第9 その他

その他必要な事項については、県農業経営課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年 9月 5日から実施する。

この要領は、平成15年 4月16日から実施する。

この要領は、平成19年 4月 2日から実施する。

この要領は、平成21年 6月 5日から実施する。

この要領は、平成22年 3月19日から実施する。

(様式1)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(変更)認定申請書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項(変更の場合「第5条第1項」)に基づき、様式2により持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を申請します。

申請者住所	
ふりがな	
申請者氏名 (法人の場合は 代表者名)	印
生年月日 (法人の場合は設 立年月日)	年 月 日
農業経営基盤法 認定農業者の有無	有 無
認定の区分	新規
	(認定番号:) 変更 (認定期間:平成 年度 ~ 平成 年度) (変更内容:)
情報開示の可否	可 否

情報開示を可とした場合、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」により計画の内容及び市町村名・氏名を第三者から開示を求められた場合、これを開示することに同意するとみなす。

変更の場合は認定番号、認定期間、変更内容を記載すること(変更内容については、作物の追加、住所の変更など変更申請の理由を記載する)。

該当する項目にチェック” ”すること。

(様式2)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標：平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 作物別生産方式導入計画

単位：a

作物名		現 状	目 標
	導入面積		a
	全作付面積	a	a
	導入面積		a
	全作付面積	a	a
	導入面積		a
	全作付面積	a	a
	導入面積		a
	全作付面積	a	a
	導入面積		a
	全作付面積	a	a
小 計	導入面積		a
	全作付面積	a	a
その他作物		a	a
合 計		a	a

注1 目標年は、申請年度から数えて原則として5年後とする(例：平成22年4月申請の場合 目標年度は27年度)。

2 生産方式導入作物には導入に関する指針に記載されている作物名を記載すること。

3 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

4 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

5 変更の場合、現状欄には当初計画での現状について記入すること。

(2) 生産方式の内容

作物・作型名：			
現 状		目 標	
収量	kg/10a	収量	kg/10a
現行の生産方式の内容		導入する生産方式の内容	
有機質資材施用技術		有機質資材施用技術	
導入技術 ・たい肥等有機質資材施用技術 (たい肥は C/N 比 10～150 であること) ・緑肥作物利用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名 ・施用量 t/10a ・たい肥等の自給率 % ・窒素含有量(堆肥のみ記入) %		導入技術 ・たい肥等有機質資材施用技術 (たい肥は C/N 比 10～150 であること) ・緑肥作物利用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名 ・施用量 t/10a ・たい肥等の自給率 % ・窒素含有量(堆肥のみ記入) %	
化学肥料低減技術		化学肥料低減技術	
導入技術 ・局所施用技術 ・肥効調節型肥料施用技術 ・有機質肥料施用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名： ・施肥窒素総量 kg/10a ・うち化学由来窒素量 kg/10a		導入技術 ・局所施用技術 ・肥効調節型肥料施用技術 ・有機質肥料施用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名： ・施肥窒素総量 kg/10a ・うち化学由来窒素量 kg/10a	
化学農薬低減技術		化学農薬低減技術	
導入技術 ・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術 ・生物農薬利用技術 ・対抗植物利用技術 ・抵抗性品種栽培・台木利用技術 ・土壌還元消毒技術 ・熱利用土壌消毒技術 ・光利用技術 ・被覆栽培技術 ・フェロモン剤利用技術 ・マルチ栽培技術 技術導入に必要な資材 ・資材名： 化学農薬使用回数 ・成分回数 回		導入技術 ・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術 ・生物農薬利用技術 ・対抗植物利用技術 ・抵抗性品種栽培・台木利用技術 ・土壌還元消毒技術 ・熱利用土壌消毒技術 ・光利用技術 ・被覆栽培技術 ・フェロモン剤利用技術 ・マルチ栽培技術 技術導入に必要な資材 ・資材名： 化学農薬使用回数 ・成分回数 回	

注1 現状には直近の実績について記入すること。ただし、収量は過去5年間の平均とする。

2 「有機質資材施用技術」「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、作物ごとに定められた技術について対象となる項目にチェック” ”すること。

3 「資材の使用の量・回数」には、一作当たりの量・回数について記入すること。

4 化学肥料低減技術において、複数の資材を使用する場合、必要に応じ別紙「化学肥料低減技術の内容」を使用する。

(3) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物	千円	千円
合 計	千円	千円

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 その他

(土壌改善のために必要な措置)

(機械・施設の整備)

(資金調達)

(経営上必要な措置)

()

注1 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

2 目標の達成のために機械・施設の整備、資金調達・経営上必要な措置等が必要な場合はその内容を記入すること。

3 生産方式の内容について、特記事項(土壌診断時期、有機質資材の施用方法、堆肥の原材料等)があれば記載すること。

【添付資料】

1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図(各ほ場で栽培する作物名が分かるもの)

2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(別紙) 生産方式のうち化学肥料低減技術の内容

【現状】

資 材 名	施用量	窒素成分	有機割合	化成割合	総窒素量	有機窒素	化成窒素	備考
	kg/10a	%	%	%	kg/10a	kg/10a	kg/10a	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合 計					0	0	0	

【目標】

資 材 名	施用量	窒素成分	有機割合	化成割合	総窒素量	有機窒素	化成窒素	備考
	kg/10a	%	%	%	kg/10a	kg/10a	kg/10a	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合 計					0	0	0	

(様式3)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画に対する意見書

平成 年 月 日

市町環境保全型農業推進協議会長名

申請者の持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画についての意見は、以下のとおりです。

申請者住所		(ふりがな) 申請者氏名又は 代表者名	
1 導入計画が導入指針に照らし、適切なものであるかどうか。			
2 導入計画の達成される見込みが確実かどうか。			
3 その他			

グループ等での申請において、意見書の内容が同一の場合、申請者住所及び申請者氏名または代表者氏名を一覧に記入し、まとめて作成することができる。その場合、申請者住所、申請者氏名の欄には「別紙一覧のとおり」と記入し、別途一覧を添付する。

(様式4)

長崎県第

号

【エコファーマー認定証】

持続性の高い農業生産方式の
導入に関する計画認定証

対象作物名：

様

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項に基づき、あなたの導入計画を認定します。

平成 年 月 日 （目標年度 年度）

長崎県知事

公印

(様式5)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画更新認定申請書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項に基づき、様式6により持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を申請します。

申請者住所	
ふりがな	
申請者氏名 または代表者名	印
生年月日または 設立年月日	年 月 日
農業経営基盤法 認定農業者の有無	有 無
認定の区分	認定番号： 認定期間：平成 年度 ~ 平成 年度 更新要件：(1) 導入作物の種類や面積の拡充 (2) 新たな技術の追加や技術内容の変更 (3) 資材の使用の量や回数の上昇 (4) 技術の安定化等による農業所得の上昇
情報開示の可否	可 否

情報開示を可とした場合、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」により計画の内容及び市町村名・氏名を第三者から開示を求められた場合、これを開示することに同意するとみなす。

該当する項目にチェック” ”すること。

(様式6)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画書兼実施状況報告書

(目標：平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 作物別生産方式導入実績及び目標

単位：a

作物名		当初目標	現 状	目 標
	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
小 計	導入面積	a	a	a
	全作付面積	a	a	a
その他作物		a	a	a
合 計		a	a	a

注1 「当初目標」には、旧導入計画の目標を記入すること。

2 生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

(2) 生産方式の内容

作物・作型名		
当初目標	現状 (実績)	目標
収量 kg/10a	収量 kg/10a	収量 kg/10a
有機質資材施用技術	有機質資材施用技術	有機質資材施用技術
導入技術 ・たい肥等有機質資材施用技術 (たい肥はC/N比10~150であること) ・緑肥作物利用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名 ・施用量 t/10a ・たい肥等の自給率 % ・窒素含有量(堆肥のみ記入) %	導入技術 ・たい肥等有機質資材施用技術 (たい肥はC/N比10~150であること) ・緑肥作物利用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名 ・施用量 t/10a ・たい肥等の自給率 % ・窒素含有量(堆肥のみ記入) %	導入技術 ・たい肥等有機質資材施用技術 (たい肥はC/N比10~150であること) ・緑肥作物利用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名 ・施用量 t/10a ・たい肥等の自給率 % ・窒素含有量(堆肥のみ記入) %
化学肥料低減技術	化学肥料低減技術	化学肥料低減技術
導入技術 ・局所施用技術 ・肥効調節型肥料施用技術 ・有機質肥料施用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: ・施肥窒素総量 kg/10a ・うち化学由来窒素量 kg/10a	導入技術 ・局所施用技術 ・肥効調節型肥料施用技術 ・有機質肥料施用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: ・施肥窒素総量 kg/10a ・うち化学由来窒素量 kg/10a	導入技術 ・局所施用技術 ・肥効調節型肥料施用技術 ・有機質肥料施用技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: ・施肥窒素総量 kg/10a ・うち化学由来窒素量 kg/10a
化学農薬低減技術	化学農薬低減技術	化学農薬低減技術
導入技術 ・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術 ・生物農薬利用技術 ・対抗植物利用技術 ・抵抗性品種栽培・台木利用技術 ・土壌還元消毒技術 ・熱利用土壌消毒技術 ・光利用技術 ・被覆栽培技術 ・フェロモン剤利用技術 ・マルチ栽培技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: 化学農薬使用回数 ・成分回数 回	導入技術 ・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術 ・生物農薬利用技術 ・対抗植物利用技術 ・抵抗性品種栽培・台木利用技術 ・土壌還元消毒技術 ・熱利用土壌消毒技術 ・光利用技術 ・被覆栽培技術 ・フェロモン剤利用技術 ・マルチ栽培技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: 化学農薬使用回数 ・成分回数 回	導入技術 ・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術 ・生物農薬利用技術 ・対抗植物利用技術 ・抵抗性品種栽培・台木利用技術 ・土壌還元消毒技術 ・熱利用土壌消毒技術 ・光利用技術 ・被覆栽培技術 ・フェロモン剤利用技術 ・マルチ栽培技術 技術導入に必要な資材 ・資材名: 化学農薬使用回数 ・成分回数 回

- 注1 「当初目標」には、旧導入計画の目標を記入すること。
 注2 「現状(実績)」には直近の実績について記入すること。
 注3 「有機質資材施用技術」「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、作物ごとに定められた技術について選択し、対象となる項目にチェック” ”すること。
 注4 「資材の使用の量・回数」には、一作当たりの量・回数について記入すること。
 注5 化学肥料低減技術において、複数の資材を使用する場合、必要に応じ別紙「化学肥料低減技術の内容」を使用する。

(3) 農業所得の実績と目標

	当初目標	現状	目標
生産方式導入作物	千円	千円	千円
その他の作物	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

注 「農業所得は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

(4) その他

<p>(計画未達成の理由、再認定の希望等)</p> <p>(土壌改善のために必要な措置)</p> <p>(機械・施設の整備)</p> <p>(資金調達)</p> <p>(経営上必要な措置)</p> <p>()</p>
--

- 注1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、計画未達成の理由、再認定の希望等特記すべきことを記載すること。
- 2 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。
- 3 目標の達成のために機械・施設の整備、資金調達・経営上必要な措置等が必要な場合はその内容を記入すること。
- 4 生産方式の内容について、特記事項(土壌診断時期、有機質資材の施用方法、たい肥の原材料等)があれば記載すること。

(様式7)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定辞退届

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名

(エコファーマー認定番号 号)

平成 年 月 日付けで認定された標記計画について認定を辞退します。

記

1 認定辞退理由

(様式 8 - 1)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（変更、更新）認定申請書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 別紙一覧のとおり

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）
第4条第1項（変更の場合「第5条第1項」）に基づき、別記様式により持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の（変更・更新）認定を申請します。

(様式8 2)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の辞退届

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 別紙一覧のとおり

標記計画について別紙一覧のとおり認定を辞退します。

